

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三四―三三

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六條關係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	100,000
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	90,000
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	80,000
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	60,000
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	40,000
9 年以上 10 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	20,000
10 年以上 11 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	
11 年以上 12 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	
12 年以上 13 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	
13 年以上 14 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	
14 年以上 15 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	
15 年以上 16 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16 年以上 17 年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17 年以上 18 年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18 年以上 19 年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19 年以上 20 年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20 年以上 21 年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21 年以上 22 年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22 年以上 23 年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23 年以上 24 年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24 年以上 25 年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25 年以上 26 年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26 年以上 27 年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27 年以上 28 年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28 年以上 29 年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29 年以上 30 年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30 年以上 31 年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31 年以上 32 年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32 年以上 33 年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33 年以上 34 年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34 年以上 35 年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分				2 項職員	3 項職員
				円	円
1	年未満			36,100	70,000
1	年以上	2	年未満	36,100	70,000
2	年以上	3	年未満	36,100	70,000
3	年以上	4	年未満	36,100	70,000
4	年以上	5	年未満	36,100	70,000
5	年以上	6	年未満	36,100	63,000
6	年以上	7	年未満	34,900	56,000
7	年以上	8	年未満	33,600	42,000
8	年以上	9	年未満	32,300	28,000
9	年以上	10	年未満	31,100	14,000
10	年以上	11	年未満	29,800	
11	年以上	12	年未満	28,600	
12	年以上	13	年未満	27,300	
13	年以上	14	年未満	26,000	
14	年以上	15	年未満	25,100	
15	年以上	16	年未満	24,100	
16	年以上	17	年未満	23,100	
17	年以上	18	年未満	22,100	
18	年以上	19	年未満	21,100	
19	年以上	20	年未満	20,200	
20	年以上	21	年未満	19,200	
21	年以上	22	年未満	18,800	
22	年以上	23	年未満	18,300	
23	年以上	24	年未満	17,600	
24	年以上	25	年未満	17,200	
25	年以上	26	年未満	16,800	
26	年以上	27	年未満	16,400	
27	年以上	28	年未満	16,000	
28	年以上	29	年未満	15,400	
29	年以上	30	年未満	15,200	
30	年以上	31	年未満	14,900	
31	年以上	32	年未満	14,500	
32	年以上	33	年未満	13,900	
33	年以上	34	年未満	13,200	
34	年以上	35	年未満	12,700	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和六年四月一日から適用する。